

流山市 平成25年度 『財政部長の仕事と目標』

財 政 部

 <p>財政部長 カモ ミツル 加茂 満 04-7158-1111 (内線490)</p>	組織構成(4月1日時点)	所属長名	正規職員	嘱託職員	再任用職員	臨時職員	その他
	財政調整課	安井 彰	10		1	1	
	税制課	豊田 和彦	21			5	
	市民税課	岩橋 正美	13	1		3	
	資産税課	小島 敏明	16			1	
職員構成人数		60	1	1	10	0	
部の職員人数(部長含む)			73		名(職員構成人数+1)		

A 部局内における各課の主な仕事内容 (各課長記入⇒部局長確認)

<p>【財政調整課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期基本計画に基づく中期実施計画に則った事業展開が図れるよう、事業担当部局における新たな国及び県補助金・交付金の確保を積極的に進めるよう、制度助言等を行い歳入確保に努めます。また、地方交付税については、制度と事務実態について乖離がある場合、地方交付税制度の改善を図るよう地方交付税法第17条4項の規定に基づいて国に意見の申出を行っていきます。 ・歳出については、経常経費の削減のほか、中期実施計画や行政評価に基づき計上される事業の適正査定を行い、税金等が適切に配分されるように財源調整を図り予算案を作成します。 ・予算の執行が適切に行われているかを確認し、後年度に財政の硬直化を招かぬよう、貯金(基金)と借金(市債)の適正な管理を行っています。 ・財政健全化法に基づく財政指標や決算統計指標などを用いて財政状況を検証し、市民の皆様にわかりやすくお知らせします。 ・市長の諮問機関である補助金等審議会において、補助金交付事業に関して交付団体等の運営内容や長期的な財政見通しについて、補助金の適正化へ向けて審議していただくため、事務局として関係資料の作成などを行っています。
<p>【税制課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税の収納管理並びに市税及び一部の保険料等の未収債権に係る滞納処分に関する事務を行っています。また、市税の過誤納に係る還付・充当や証明の発行を行っています。
<p>【市民税課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税・県民税、軽自動車税の賦課に関することや法人等の法人市民税、市たばこ税の申告受付に関する事務を行っています。また、原動機付自転車の登録・廃車の受付を行っています。
<p>【資産税課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税及び都市計画税を賦課するに当たり、土地・家屋等の課税客体の把握や評価に関する事務を行っています。また、土地や家屋に係る諸証明の発行を行っています。

B 年度当初における課題とその解決策 (部局長記入)

<p>【施策6-2税負担の公平性の確保/税制課・市民税課・資産税課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税担当職員は、市民等の納税者の皆様に対し、より一層の公平・公正かつ適正な事務執行による賦課徴収が求められております。その業務を遂行するに当たり、職員のスキルアップを図る必要があるため、専門的な研修への参加や先進地視察を積極的に取り入れ、また、参加職員が習得した知識や経験を課全体で共有できるよう、定期的な課内研修やミーティングを実施します。 ・課税関係では、未申告や未評価の防止を図るため、申告相談や実態調査を適宜実施し、課税客体を的確に捉え、公平・適正な課税に努めます。 ・収税関係では、滞納者への臨戸訪問や電話催告など滞納整理を早期に実施し、滞納額の増大を防止し、税負担の公平性の確保に努めます。
<p>【施策6-2財源の確保/財政調整課・税制課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施には、既存制度の国、県補助金の確保とともに、今年度は、国の緊急経済対策事業を積極的に活用するため、新たな財源となる「地域の元気臨時交付金」の交付手続等を遅滞なく進めます。 ・滞納処分に当たっては、的確な財産調査を実施し、確実に換価できる預金、給与、不動産、動産(自動車)を中心に財産の差押を実施していきます。 ・滞納者の生活実態に合った適切な滞納整理を実施するため、閉庁日も納付相談を、直接面接しながら実施します。
<p>【施策6-2財務諸表の作成/財政調整課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省が進める新公会計制度改革は、「新地方公会計実務研究会報告書」の公表から約5年を経過し、本市においても新たな財務書類である財務4表を作成するシステムを基準モデルを採用して構築してきました。現在も総務省において、基準モデルと総務省方式改定モデルの2種類ある財務諸表作成モデルの見直しや統一化を図るため「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」が随時行われています。このことから、国の制度改革を注視しながら、新公会計制度に関する研究会等の情報収集を図り、新たな財務会計システムの研究・見直しに努めます。

C1 部が関係する施策ごとの取り組み (各課長記入)

施策名 6-2 健全で効率的な行政運営		
取組み	担当課	実施時期
1【適正な予算執行管理】 ・国の「緊急経済対策事業」を積極的に組み入れた15カ月予算のため、予算執行に遅滞ないよう執行管理に努めていきます。	財政調整課	平成25年4月から平成26年3月まで
2【補助金等審議会事業】 ・補助金等審議会において、新規や増額する補助金について、補助事業の必要性等を審査していただき、補助金交付のより一層の適正化を図ります。	財政調整課	平成26年度予算編成時期
3【財政4指標及び決算統計指標の適正化】 ・中期実施計画に沿った予算編成を基本に、新たな財源確保に向けた制度調査を行うとともに、財政構造の硬直化を招かぬよう、物件費等の削減に努めます。	財政調整課	平成26年度予算編成時期
4【税込納事業】 ・現年度課税分の未納者を対象に、臨戸訪問や電話催告(夜間含む)を早期に実施します。 ・休日に納税相談窓口を開設し、相談の機会を増やします。 ・督促や催告に何ら応えない滞納者に対し、滞納処分を強化します。 ・経験年数に見合った専門研修に参加し、知識の習得に努め、課内研修で知識の共有化に努めます。	税制課	平成25年4月から平成26年3月まで
5【債権回収対策事業】 ・市税以外の各種債権の管理や滞納処分を強化するため、その所管課に指導や助言を行い、また連携を図りながら各種債権の回収に努めます。 ・滞納者の生活実態や経済的環境を把握するため、休日に面談の機会を設け、状況に応じた適切な収納に努めます。	税制課	平成25年4月から平成26年3月まで
6【市民税課】 ・納税者の税に対する意識の高まりから、一層の説明責任が求められているため、税務知識の習得に努め円滑な事務執行はもとより、公平・公正な課税を行うよう、申告相談や実態調査を適宜行い、課税客体の的確な把握に努めます。	市民税課	平成25年4月から平成26年3月まで
7【固定資産(土地・家屋)評価基礎調査事業】 ・賦課期日1月1日現在の固定資産の状況を把握するため、土地では分合筆、画地計測、地目判読等の、家屋では新增築、滅失の異動判読等の基礎資料を集積します。	資産税課	平成25年4月から平成26年3月まで
中間報告(取組み項目別)		
実施状況	特記事項 (課題と解決方法・留意事項など)	
1【適正な予算執行管理】 ・国の「緊急経済対策事業」を積極的に組み入れた15カ月予算の執行状況は、概ね計画通りに進んでいるものの、一部の事業はアベノミクス効果から、労務単価の上昇の影響を受け、予算を増額する補正を行いました。引き続き、遅滞ないよう執行管理に努めていきます。	・国が進めるアベノミクス効果が、急速に表れた結果であることを踏まえ、今後の国や県の動向を注視しながら、早期対応に努めます。	
2【補助金等審議会事業】 ・平成26年度予算要望される補助金のうち、新規や増額する補助金の必要性等を審査する補助金等審議会は、まだ、開催していません。今年度は11月から12月になる予定です。	・新年度予算編成期間中の予算査定ヒアリング時に、事業担当課から補助金の予算要求が適切かどうか聴取します。	
3【財政4指標及び決算統計指標の適正化】 ・平成24年度決算については、放射能対策事業関連の緊急な事業を積極的に実施したものの、財政健全化4指標の数値は、いずれも早期健全化基準以内です。 ・「実質公債費比率」は、地方債発行の抑制と普通交付税の増額により、前年度比0.9ポイント改善し、5.5%になりました。 ・「将来負担比率」は、将来的に地方債の償還財源として充当可能な基金残高が増加したことや、交付税算入公債費が増額したこと。また、地方債未償還残高が減少したことなどにより、前年度比14.8ポイント改善し、18.3%になりました。 ・「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」については、一般会計及び連結される特別会計のいずれもが黒字決算でしたので、赤字比率は算出されませんでした。 ・「経常収支比率」は、放射能対策事業における物件費の増加や、私立保育所運営事業補助金の増加などにより、前年度比0.1ポイント上昇し、85.5%になりました。	・財政4指標は、引き続き健全財政が堅持されました。 ・経常収支比率は、少子高齢化社会が進み全国的には人口の減少が懸念される中、本市においては、若い世代の人口が増加しています。このため、新たな子育て支援施策の取り組みの関係事業費が増加した影響で、比率が若干押し上げました。県内他市においては、人口減少の影響や高齢化により指標が悪化したため、県内37市の順位でいえば、6位から5位に1位順位を上げる結果となりました。このため、今回の指標は、健全な財政運営に影響を及ぼすものではありませんが、引き続き経常的経費の抑制に努めます。	
4【税込納事業】 ・5月(出納整理期間)に現年度分を対象に、5月18日(土)に休日臨戸訪問及び納税相談を実施しました。 ・9月に滞納繰越分を対象に、催告書の発送(9月13日)に合わせ、9月29日(日)に休日納税相談を実施しました。 ・担税力のある滞納者に対して、預金や給与等の債権を中心に244件差押えました。 ・うっかり納付忘れを防止するため、電話での納付の呼びかけを1,104件実施しました。 ・自治大学校1名、市町村アカデミー1名、自治研修センター3名などが専門研修に参加しました。 ・課内ミーティングを月1回実施し、月間事務事業の案内や方法等の意思統一を図りました。	・現年度課税分の年度内納付と滞納繰越額の縮減を図るため、11月下旬から計画的な滞納整理を実施します。 ・差押や換価等滞納処分を継続的に実施し、徴収率の向上に努めます。 ・本市を含めた近隣地域の徴収や収納に係る共通問題を解決するため、協議会や研究会に参加します。	

<p>5【債権回収対策事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各債権所管課との連携を緊密に図りながら、高額や悪質など徴収困難事案48債権23名の対策室への移管を進め、通算取扱件数は228債権118名で、債権額は194,037,861円となりました。このうちの9.32%に当たる18,088,254円を回収しました。 法令に基づく各種調査を駆使して、差押可能な財産の発見に力を入れています。なお、差押にあたっては、預貯金差押14件など換価が容易なものを優先的に選定し、その実効性を高めました。 併せて、滞納者への来庁要請を行い29名の個別面談が実現し、生活実態や収支状況の把握に努めました。休日や夜間などの閉庁時にも4名に対して納付納入相談の機会を設けるなど工夫しながら、個々の実情に即した滞納整理を進めています。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、移管滞納者の名寄せ作業などデータの集約は紙媒体の手作業で進めています。さらなる移管債権の増加に対処するためには、各債権をトータル的に管理する電算システムの改修、統合が必須です。しかしながら、実施にあたっては、費用対効果の観点から現状では困難で、将来的課題です。
<p>6【市民税等賦課事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 税務知識の習得のため、自治研修センターで行われた税務事務研修会へ1名、市町村民税研修会へ1名参加しました。 公平な課税を行うよう、個人市民税の未申告者に対し未申告調査を行いました。また、法人市民税の未申告者に対しては現地調査を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 例年多くの税制改正が実施される中、その説明責任を果たすために積極的に研修会に参加し、個々の資質の向上に努めます。 未申告通知に反応を示さない未申告者に対し、前々年の勤務先への調査等を実施し未申告の解消に努めます。
<p>7【固定資産(土地・家屋)評価基礎調査事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 登記所からの権利等異動通知に基づき、納税義務者や課税台帳の異動を行いました。 土地では分合筆や画地計測、地目変更等で6,845件変更しました。 家屋では新築家屋等538棟評価しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、分合筆や家屋評価を更に行うとともに、航空写真により課税客体の適正把握に努めます。

最終報告(取り組み項目別)

実施状況	特記事項 (課題と解決方法・留意事項など)
<p>1【適正な予算執行管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の「緊急経済対策事業」を積極的に組み入れた15カ月予算の執行状況は、一部の事業はアベノミクス効果から、労務単価の上昇の影響を受け、予算を増額する補正を行うとともに、年度内に事業完了が見込めないものについては、繰越明許等の適正な予算措置を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国が進める経済対策等、国や県の動向を注視しながら、適正な予算措置を行います。
<p>2【補助金等審議会事業】</p> <p>平成26年度予算に新規及び増額要望した補助金等審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年11月5日付けで「平成26年度予算における補助金等について」を諮問しました。 ・平成25年11月12日に、諮問した補助金等を所管する事業担当課のヒアリングを実施しました。 ・平成25年12月17日までで6回の審議会を開催しました。 ・平成25年12月24日付けで、市長に答申をしました。 <p>(妥当A評価12件、概ね妥当B評価1件の計13件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・答申の結果を踏まえて、新年度予算に盛り込みました。ただし、評価点は良好であるものの、評価コメントにおいては、経費節減のための方策を検討するよう要望が出ているものもあることから、指摘内容を斟酌し補助金等の適正化に努めていきます。
<p>3【財政4指標及び決算統計指標の適正化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度決算については、放射能対策事業関連の緊急な事業を積極的に実施したものの、財政健全化4指標の数値は、いずれも早期健全化基準以内です。 ・「実質公債費比率」は、地方債発行の抑制と普通交付税の増額により、前年度比0.9ポイント改善し、5.5%になりました。 ・「将来負担比率」は、将来的に地方債の償還財源として充当可能な基金残高が増加したことや、交付税算入公債費が増額したこと。また、地方債未償還残高が減少したことなどにより、前年度比14.8ポイント改善し、18.3%になりました。 ・「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」については、一般会計及び連結される特別会計のいずれもが黒字決算でしたので、赤字比率は算出されませんでした。 ・「経常収支比率」は、放射能対策事業における物件費の増加や、私立保育所運営事業補助金の増加などにより、前年度比0.1ポイント上昇し、85.5%になりました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政4指標は、引き続き健全財政が堅持されました。 ・経常収支比率は、少子高齢化社会が進み全国的には人口の減少が懸念される中、本市においては、若い世代の人口が増加しています。このため、新たな子育て支援施策の取り組みの関係事業費が増加した影響で、比率が若干押し上げました。県内他市においても同様な状況で、県内37市の順位でいえば、6位から5位に1位順位を上げる結果となりました。このため、今回の指標は、健全な財政運営に影響を及ぼすものではありませんが、引き続き経常的経費の抑制に努めます。
<p>4【税収納事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現年度分未納者を対象に、5月に休日1日、12月に6日間(休日1日)の集中臨戸訪問を実施しました。 ・臨時職員による「電話での納税呼掛け」(2,321件)により、515名の方が応えていただきました。 ・滞納繰越者を対象に、9月と3月に差押警告書を送付し、強く納付を促しました。 ・文書催告や臨戸訪問の期に相談の機会を増やすため、5月18日、9月29日及び12月7日の3日間休日納税相談を実施しました。 ・催告しても相談もなく納付に応じない者に対して、預金や給与等の債権を中心に450件差押処分を執行し、滞納額の縮減に努めました。 ・自治大学や市町村アカデミー、自治専門校に修学するほか、民間団体主催の専門研修に41名参加し、スキルアップに努めました。 ・係ごとのミーティングを月1回実施し、事業執行計画の確認や情報の共有化に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな滞納繰越者を出さないために、現年度分の年度内納付を心がけ、出納整理期間中も計画的な滞納整理を実施します。 ・滞納者の生活実態を考慮した滞納整理を進めることが重要であることから、親身に納税相談を受け、とりわけ、相談しやすい環境整備の観点から、休日納税相談窓口の開設に努めていきます。 ・差押をするに当たっては、債権を中心とした滞納処分を執行し、効率よく滞納額の縮減に努めます。
<p>5【債権回収対策事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度は、161債権78名を対象に移管予告通知の発送など債権所管課とともに一元化に向けた作業を進め、最終的に85債権46名分、債権額にして44,056,244円の移管を受けました。これにより、滞納繰越分実質取扱債権は268債権141名、債権額は216,181,800円となります。 ・これらの債権について、各種財産調査後に来庁要請を行い、面談による納付納入相談を経て分納誓約を交わした者や残念ながら不誠実な対応のため、やむなく差押などの滞納処分を執行した者など、移管者141名の95%に当たる134名の処理が整い、26年1月末現在の徴収額は32,777,724円となっています。今年度末の最終徴収額は3,500万円(徴収率16%超、対前年度比1.1)を見込んでいます。 ・移管対象でありながら移管とならなかった76債権32名については、各債権所管課で分納誓約の手続きが取られ収納を進めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・差押にあたっては、滞納額に見合う財産で換価の容易なものを優先的に選定し、その実効性を高める必要があります。 ・財産調査等で滞納者の職業、収入、資産等の情報を十分把握することによって、滞納者の不誠実な言い逃れを許さない態勢の構築を目指します。 ・滞納者への財産調査、実態調査、面談による状況の把握等に努めたうえで、公金債権に係る徴収金負担能力のない者は速やかに執行停止を検討します。
<p>6【市民税等賦課事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税知識の習得のため、自治研修センターで行われた税務研修及び市町村市民税税務研修会に3名、NOMA行政管理講座に1名、千葉県都市税務市民税部会研修に2名、市町村アカデミー研修に1名、その他葛飾研究会各種研修等に8名参加しました。また、講師として流山市小中学校主任研修会、流山市立東深井小学校租税教室に参加しました。 ・公平な課税を行うよう、個人市民税の未申告者に対し7月に未申告通知を送付し、9月には申告調査・扶養否認処理、11月には前年度給与収入が100万円以上あった者の勤務先への調査、12月には前年度営業・雑所得者に再度未申告通知を行いました。また、法人市民税の未申告者に対しては、10月に県税事務所でも法人県民税申告状況調査、1月には現地訪問調査を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税制改正や課税の説明責任を果たすため、多くの職員が積極的に研修に参加し、その情報を共有することで個々の資質の向上に努めます。 ・未申告通知に反応を示さない未申告者に対し、勤務先への調査や対象者を絞った催告等を実施しているが、近隣市との情報交換等も積極的に行い、今後も工夫を凝らし実施することで未申告の解消に努めます。
<p>7【固定資産(土地・家屋)評価基礎調査事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記所からの権利等異動通知や現地調査により、課税台帳に登録されている所有者や地目、地積、構造、床面積等の事項を異動しました。 ・土地では、分合筆や面地計測、地目変更等で16,273件変更しました。 ・家屋では、新築家屋や増築家屋で1,065棟評価しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公平・適正な課税を行なうため、こまめに現地調査を実施するとともに、航空写真の活用により、課税客体の適正な把握に努めます。

D1 施策の進捗と方向性

指標の動向 (各課長記入)								
指標名(後期基本計画)	単位	取得方法	年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成31年度	
公債費負担比率	%	業務取得	目標値	15%未満	15%未満	15%未満	15%未満	
			実績値	11.6				
I 【算出式】「公債費充当一般財源(一時借入金利子、転貸債及び繰上償還額を含む)」÷「一般財源総額」×100								
目標値の達成状況	左記の理由・背景							
達成できた								
指標名(後期基本計画)	単位	取得方法	年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成31年度	
経常収支比率	%	業務取得	目標値	90%未満	90%未満	90%未満	90%未満	
			実績値	85.5				
II 【算出式】「経常経費に充当される一般財源」÷「経常一般財源の額」×100								
目標値の達成状況	左記の理由・背景							
達成できた								
指標名	単位	取得方法	年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	望むべき動向	
			実績値					
			実績値					
			実績値					
指標では表すことができない定性的な成果 (各課長記入)								
他自治体(近隣他市、沿線他市)と比較して優れている点・劣っている点 (各課長記入)								
・経常収支比率について、東葛6市と比較すると鎌ヶ谷市以外は90%を超えていますが、本市においては85%台を維持できています。このことは、常に経常経費の抑制に留意している結果が表れたものと認識しています。								
今後の方向性(翌年度以降の取り組み・課題など) (部局長記入)								
・公債費比率については、減少傾向にあるものの、今後、大きな公共事業の推進により、指数の増嵩が予想されます。このため、中期実施計画に基づく財源配分に留意し、良好な指数値を維持していきます。また、経常収支比率についても、経常的経費の削減努力を進めながら、良好な指数値を維持出来る様に努めます。								

E 適正な負担と徴収		I 財政健全性と効率を追求する経営													
		1 自主財源の確保の強化													
1	項目	減免の適正化													
	取り組み	東日本大震災による被災者支援策で行っている税証明関係や住民票等交付手数料の減免については、今年度においても行うこととします。(平成26年3月31日まで延期)	財政調整課												
	中間報告	・減免対象証明書交付枚数は、9月末現在で市民課(住民票等)32件、税制課(税証明等)2件の合計で34件です。													
	最終報告	・1月末現在で市民課(住民票等) 69件、税制課(税証明等)4件の合計で73件です。													
2	項目	減免の適正化													
	取り組み	市民税の減免については、地方税法及び市税条例に基づき対応しています。減免に該当するか否かについては、相談の中で担税力があるかどうか、個々の状況を判断し、1件1件慎重に精査する必要があることから、法令に則り慎重に対応していきます。	市民税課												
	中間報告	・減免件数は個人市民税が5件、軽自動車税が271件です。													
	最終報告	・減免件数は個人市民税が7件、軽自動車税が271件です。													
3	項目	減免の適正化													
	取り組み	減免は、地方税法及び市税条例等に基づき対応しています。したがって、減免の運用につきましては、課税した税を徴収猶予、納期限の延長等によっても到底納税が困難であると認められるような担税力のない方等に対する救済措置であるため、個々の納税者の方の担税力に着目して、真にその能力があるかどうか慎重に判断し、資産税の適正な負担に努めます。	資産税課												
	中間報告	減免を実施するに当たり、条例及びその委任を受けた減免取扱要領に基づき対応しました。 <table border="0"> <tr> <td>・生活保護受給者</td> <td>12件</td> <td>550,300円</td> <td>・NPO活動法人</td> <td>10件</td> <td>2,502,300円</td> </tr> <tr> <td>・火災</td> <td>2件</td> <td>66,200円</td> <td>・自転車駐車場他</td> <td>5件</td> <td>2,452,000円</td> </tr> </table>	・生活保護受給者	12件	550,300円	・NPO活動法人	10件	2,502,300円	・火災	2件	66,200円	・自転車駐車場他	5件	2,452,000円	
	・生活保護受給者	12件	550,300円	・NPO活動法人	10件	2,502,300円									
・火災	2件	66,200円	・自転車駐車場他	5件	2,452,000円										
最終報告	条例及びその委任を受けた減免取扱要領に基づき減免しました。 <table border="0"> <tr> <td>・生活保護受給者</td> <td>18件</td> <td>670,300円</td> <td>・NPO活動法人</td> <td>10件</td> <td>2,502,300円</td> </tr> <tr> <td>・火災</td> <td>2件</td> <td>66,200円</td> <td>・自転車駐車場他</td> <td>4件</td> <td>2,452,900円</td> </tr> </table>	・生活保護受給者	18件	670,300円	・NPO活動法人	10件	2,502,300円	・火災	2件	66,200円	・自転車駐車場他	4件	2,452,900円		
・生活保護受給者	18件	670,300円	・NPO活動法人	10件	2,502,300円										
・火災	2件	66,200円	・自転車駐車場他	4件	2,452,900円										
4	項目	滞納徴収対策の推進													
	取り組み	滞納整理では、滞納に至るまでの経緯や家計等滞納者の生活実態を把握することが重要であるため、多くの滞納者と面談できるよう、閉庁日に相談窓口を開設します。また、悪質な滞納者については各種財産を差押えると共に、公平な税の負担は国民の義務であることを理解させることに努めます。	税制課												
	中間報告	・出納整理期間内の5月18日及び滞納繰越分に係る催告書送付に合わせた9月29日の2日間で休日納税相談を実施しました。 ・担税力のある滞納者に対して、預金や給与等換価しやすい債権244件を差し押さえました。													
	最終報告	・5月18日、9月29日及び12月7日に休日納税相談窓口を開設しました。 ・預金、給与及び不動産等450件を差押えました。													

	項目	納付機会の充実	
5	取り組み	一番安全で便利な口座振替を推進するため、広報誌やホームページでのPRをはじめ、市内金融機関の協力によるパンフレットの配布、新たな課税が発生する新築家屋所有者を対象とした口座振替案内書のポスティングなど啓発に努めます。また、どの時間帯でも納付できるコンビニエンス納付を的確に推進していきます。	税制課
	中間報告	・市広報紙やホームページでのPR及び市内金融機関へパンフレットの配布に努めました。 ・新たな家屋所有者に対し、口座振替制度の活用についてPR活動に努めています。 ・納税者の利便性を図るため、当初課税の納付書はもとより、再発行納付書、督促状用納付書等においてもコンビニエンス納付対応納付書にしました。	
	最終報告	・5月18日、9月29日及び12月7日に休日納税相談窓口を開設しました。 ・預金、給与及び不動産等450件を差押えました。	

F 税外収入の拡充		I 財政健全性と効率を追求する経営 1 自主財源の確保の強化	
	項目	財政白書の販売	
1	取り組み	財政白書を有料販売します。	財政調整課
	中間報告	1冊の販売です。(1冊1000円)	
	最終報告	1冊の販売です。(1冊1000円)	

G 課税対象の獲得		I 財政健全性と効率を追求する経営 1 自主財源の確保の強化	
	項目		
1	取り組み		
	中間報告		
	最終報告		

H スリムな組織体制の推進		I 財政健全性と効率を追求する経営 2 効率的行政組織の構築	
	項目	臨時職員の適正配置	
1	取り組み	個人市民税の当初課税事務は、限られた期間内に膨大な課税資料を処理することから、1月から5月までの間、臨時職員を配置し効率的で適正な事務処理に努めていますが、後期基本計画に位置付けられている課税資料電子化事業を開始することに伴い、組織のスリム化を図っていきます。	市民税課
	中間報告	・平成26年1月より課税資料電子化事業を開始し、本業務に係わる臨時職員数を10人削減します。	
	最終報告	・平成26年1月より課税資料電子化事業を開始し、本業務に係わる臨時職員数を10人削減しました。	

I 地方債及び債務負担行為残高の抑制		I 財政健全性と効率を追求する経営 3 健全な財政運営の維持
項目	地方債の厳選	
1 取り組み	地方債の発行にあたっては、必要最小限の借入に留めるとともに、後年度交付税に算入される地方債を中心に発行します。	財政調整課
中間報告	・平成25年度の地方債発行の1次同意に向けて千葉県に申請しました。	
最終報告	・平成25年度の地方債発行の予定については、国の経済対策事業に伴い、今後予定していた事業を前倒しする補正予算を編成したことから、76億8,910万円の借入れを予定し、地方債残高は415億3,674万6千円の見込みです。	

J 財政硬直化の抑制		I 財政健全性と効率を追求する経営 3 健全な財政運営の維持
項目	時間外勤務の抑制	
1 取り組み	通年業務にあたっては、作成資料の活用状況等をチェックし、無駄な作業や事務の誤りを軽減します。また係内の応援態勢の強化により、時間外勤務手当の削減を図ります。	財政調整課
中間報告	・人員の増加により、事務分担の見直しが図られました。引き続き、時間外の抑制を図っていきます。	
最終報告	・総務省と内閣府の補助金及び地方債における会計検査及び関東財務局の実地監査の受検年であったことから、作成資料の増加が懸念されましたが、課全体では時間外の削減ができました。	

K 公会計制度の活用		I 財政健全性と効率を追求する経営 3 健全な財政運営の維持
項目	財務諸表の予算編成等への活用	
1 取り組み	公会計制度が見直しされていく中、財務会計複式簿記システムの本格導入について、国における制度改革に合わせて検討します。市の行政スタイルに合致するシステムの導入時期については、国の動向を注視しながら調査、研究を進めます。導入後には、科目別や事業別など様々な視点で経費分析ができる財務4表を作成し、適正な予算編成を目指します。	財政調整課
中間報告	・新公会計制度改革の進捗は、総務省の方針等まちの状況です。引き続き、国の動向を注視していきます。	
最終報告	・新公会計制の整備は、総務省において新たな財務書類の作成基準や固定資産台帳整備の指針が取りまとめられる予定です。引き続き、国の動向を注視していきます。	

L 財産の有効活用		I 財政健全性と効率を追求する経営 4 市有財産の維持と活用の適正化
項目		
1 取り組み	非該当項目	
中間報告		
最終報告		

M 公共施設の維持管理		I 財政健全性と効率を追求する経営 4 市有財産の維持と活用の適正化
1	項目	公共施設保全計画を踏まえた予算編成事務
	取り組み	保全計画を尊重した予算編成に取り組めます。 財政調整課
	中間報告	・10月から、予算編成事務に取り掛かります。
	最終報告	・平成24年度時に各課からの要望に対し提示された公共施設保全実施計画事前評価に基づき、中期実施計画に盛り込まれた事業のうち予算要求があったものについて、内容を精査し予算を調整しました。

N 予算編成権の一部移譲		I 財政健全性と効率を追求する経営 5 庁内分権の推進
1	項目	部長による部内査定の実施
	取り組み	経常経費、政策経費の予算要求にあつては、部長査定を行い、財政調整課から示達される枠内に収まるよう調整します。 財政部
	中間報告	・平成26年度予算編成の示達を10月7日に行いました。 ・各部局長には、マネジメントとリーダーシップを発揮し、政策的・経常的経費ともに、部内の調整を図ることや、特定財源の確保において、職員一人ひとりが、アンテナを高く張り情報を収集し、国や県に積極的な行動を起こし財源確保に全力で取り組むように通知しました。
	最終報告	・平成26年度予算は、各部局長のマネジメントにより、政策的・経常的経費ともに部内の調整を図り、中期実施計画等に沿って査定を行いました。

O 下位職への決裁権限の移譲		I 財政健全性と効率を追求する経営 5 庁内分権の推進
1	項目	非該当項目
	取り組み	
	中間報告	
	最終報告	

P 人事権の一部移譲		I 財政健全性と効率を追求する経営 5 庁内分権の推進
1	項目	人事権の一部移譲
	取り組み	税関連業務の繁忙期については、部内の応援体制により対応します。 財政部
	中間報告	・9月末までにおける応援体制はありませんでしたが、今後、繁忙期を迎えるに当たり、応援体制を図ります。
	最終報告	・平成26年2月14日から始まった、確定申告受付業務について財政部内で応援体制を整えました。

Q 情報公開・情報発信の充実		Ⅱ 市民参加・参画による行政経営	
		1 情報の共有	
1	項目		
	取り組み		
	中間報告		
	最終報告		

R 地域団体・NPO・個人への活動支援		Ⅱ 市民参加・参画による行政経営	
		2 市民との協働によるまちづくりの推進	
1	項目		
	取り組み		
	中間報告		
	最終報告		

S 民学官の連携		Ⅱ 市民参加・参画による行政経営	
		2 市民との協働によるまちづくりの推進	
1	項目		
	取り組み		
	中間報告		
	最終報告		

T 職員の地域参加		Ⅱ 市民参加・参画による行政経営	
		2 市民との協働によるまちづくりの推進	
1	項目		
	取り組み		
	中間報告		
	最終報告		

U 各種附属機関(審議会等)の公募委員枠の拡大		Ⅱ 市民参加・参画による行政経営	
		3 市民活力の有効活用	
1	項目		
	取り組み		
	中間報告		
	最終報告		

V アウトソーシングの推進		Ⅱ 市民参加・参画による行政経営	
		3 市民活力の有効活用	
1	項目		
	取り組み		
	中間報告		
	最終報告		

W 部局長及び課長のマネジメント能力向上		Ⅲ 職員のスキルアップと意識改革 1 職員のスキルアップ
	項目	マネジメント能力の形成
1	取り組み	業務状況を適正に判断するたの能力を養うために、人材育成課によるマネジメント研修や外部研修に積極的に参加します。また、定期的に部内会議や課内ミーティングを実施し、職員相互の課題や知識、情報の共有化が図れる体制を整え、自己マネジメント能力向上に努めます。 財政調整課 税制課 市民税課 資産税課
	中間報告	・課内職員には、各種研修や会議に積極的に参加させるなど、個々のスキルアップに努めています。また、得られた知識や情報を課内ミーティングで共有を図りました。引き続き、部内及び課内の業務情報等を共有し、マネジメントの向上に努めます。
	最終報告	・職員研修など積極的に参加させたことにより、着実に職員個々のスキルアップに繋がりました。研修等で得た情報や知識は課内ミーティングを通して共有しました。また、部内及び課内の業務情報も共有し、マネジメント能力の向上に努めました。

X 活動する職員の育成		Ⅲ 職員のスキルアップと意識改革 1 職員のスキルアップ
	項目	専門的知識の習得
1	取り組み	OJTや職場外研修などのさまざまな機会をとらえ、専門知識の習得に努めます。 財政調整課
	中間報告	・7/26及び8/12 行政課題研究(新地方公会計セミナー 外1件)各1名 ・8/20～8/22 千葉県能力開発センター(財政政策研修) 1名 ・8/22 男女共同参画推進フォーラム 1名 ・8/27～9/6 市町村アカデミー(財政事務研修) 1名 ・9/17～9/19 自治研修センター(財務事務研修) 1名
	最終報告	・7/26及び8/12 行政課題研究(新地方公会計セミナー 外1件)各1名 ・8/20～8/22 千葉県能力開発センター(財政政策研修) 1名 ・8/22 男女共同参画推進フォーラム 1名 ・8/27～9/6 市町村アカデミー(財政事務研修) 1名 ・9/17～9/19 自治研修センター(財務事務研修) 1名 ・9/27 予算及び決算の市民向け情報配信の先進地である宮代町を視察 2名 ・11/6 消費税率改正による相談(松戸税務署) 1名 ・また、10月からはOJTを中心に所管業務と並行して知識の向上に努めました。

X 活動する職員の育成		Ⅲ 職員のスキルアップと意識改革 1 職員のスキルアップ
項目	専門知識の習得	
取り組み	納税者の税に対する関心は高まり、職員には高度な専門知識が要求されています。また、毎年のように税制改正が行われ、課税・徴収事務は複雑化しています。このため、職員の経験年数に応じた専門研修に参加し、知識や技能を習得し、その知識や技能を全庁的に広め、課税や各種徴収事務に反映するよう努めます。	税制課 市民税課 資産税課
2 中間報告	<p>【税制課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6/10～12 自治研修センター(滞納整理事務研修) 1名 ・6/27～28 自治研修センター(債権管理・回収研修) 1名 ・7/23～8/2 市町村アカデミー(税徴収事務研修) 1名 ・8/21～10/3 自治大学校(徴収専門研修) 1名 ・8/21 東葛飾税務研究会暴力対策研修 1名 ・9/9 東葛飾税務研究会滞納処分研修 2名 ・9/18 自治研修センター(税務事務研修) 1名 <p>【市民税課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6/13 行政課題研究市町村税研修会 1名 ・7/23 東葛飾税務研究会住民税部会個人の部 2名 ・7/24 東葛飾税務研究会住民税部会法人・諸税の部 1名 ・8/5 流山市小中学校主任研修会講師 1名 ・8/21 東葛飾税務研究会暴力対策部会研修会 1名 ・9/3～5 自治研修センター税務事務研修 1名 ・9/10～12 自治研修センター市町村民税研修 1名 <p>【資産税課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5/23 (財)資産評価システム研修センター地方研修会 2名 ・6/17～18、6/20～21 自治研修センター 固定資産税(土地・家屋)研修 2名 ・6/11～21、7/23～8/2 市町村アカデミー専門研修 2名 ・7/26 東葛飾税務研究会固定資産税部会研修会 6名 ・8/6～9 (財)資産評価システム研修センター土地評価実務研修会 1名 ・8/23 総務省行政管理局行政手続室 行政不服審査制度研修 1名 	
最終報告	<p>【税制課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10/9 税務署租税教室講師養成研修会 3名 ・10/10 東葛飾税務研究会収税部会 2名 ・10/18 東葛飾税務研究会接遇・クレーム対応研修会 6名 ・10/23～25 全国市長会ブロック別徴収事務研修会 1名 ・10/29 千葉県都市税務協議会徴収部会研修会 2名 ・11/7～8 自治研修センター収税事務実務者研修会 1名 ・11/20 松戸税務署地区税務協議会情報交換会 1名 ・11/28 NOMA課題研修会(差押財産換価事務) 1名 ・1/23 公金の債権回収業務法務研修 1名 ・1/24 千葉県都市税務協議会第1ブロック研修会(マイナンバー制度) 15名 <p>【市民税課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10/3～4 NOMA行政管理講座事例演習による住民税課税実務研修 1名 ・10/9 租税教室研修 1名 ・10/29～30 自治研修センター市町村民税実務研修 1名 ・11/12～22 市町村アカデミー専門研修 1名 ・11/19 千葉県都市税務研究会住民税部会個人の部 2名 ・12/10 東葛飾税務研究会住民税部会個人の部 2名 ・1/10 流山市立東深井小学校租税教室講師 1名 <p>【資産税課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10/28 千葉県都市税務協議会資産税部会職員研修会 4名 ・11/7～8 (財)資産評価システム研修センター非木造家屋評価実務研修会 1名 ・1/24 千葉県訟務担当者協議会 1名 	